

中原区保育・子育て総合支援センターの取組による効果について

I はじめに

近年、都市化の進展による「核家族世帯の増加」や「地域における人と人との関わりの希薄化」など、保育・子育てを取り巻く環境が変化中、保育と子育てを総合的に支援する拠点として令和元年9月に川崎市で初めてとなる川崎区保育・子育て総合支援センターを、令和3年3月に2か所目となる中原区保育・子育て総合支援センターを開設した。このたび、開設して1年が経過した中原区保育・子育て総合支援センターの取組による効果を振り返るとともに、利用者や民間保育所等の様々な意見を踏まえ、求められている役割やこれからの果たすべき役割、強化すべき機能について確認する。

II 中原区保育・子育て総合支援センターの設置

1 市内の保育サービスの提供主体の変遷と公立保育所の役割

(1) 民間参入等に伴う保育サービス、保育事業者の多様化

- ・近年、民間保育所等の施設数は飛躍的に増加し、現在では公立保育所の約28倍
- ・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育事業を、社会福祉法人、株式会社、学校法人等の様々な運営主体が運営
- ・民間保育所に勤務する保育士の約半数が経験年数8年未満
(本市保育士の平均勤続年数は約25年)

→保育の質の維持・向上に向けた取組のさらなる強化が求められている。

(2) 配慮を要する児童、医療的ケア児支援法への対応、災害時等の緊急時における役割

- ・1施設あたりの障害児の受入数は公立1.50人、民間0.74人(R1年度実績)
- ・医療的ケア児の受入れには、看護師等専門職の継続的な確保や設備面での配慮が必要
- ・民間施設からも、災害対応等での知識・支援に関する要望が多い

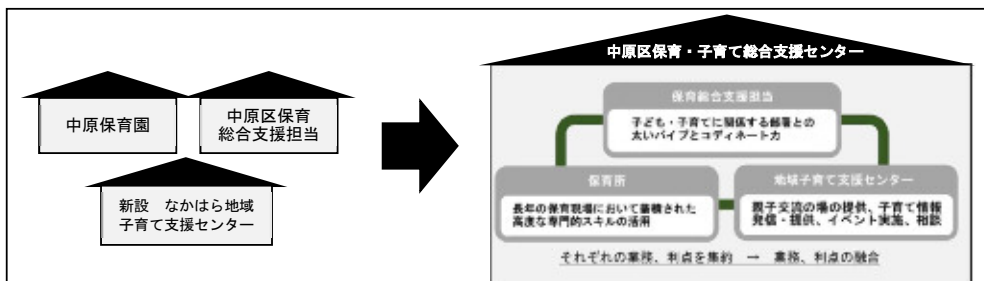
→公立保育所の人材・ノウハウを活用して配慮を要する児童や医療的ケア児の受入れを進めていく必要がある

→区内3か所の公立保育所が区全体を網羅し、関係機関と連携することで、民間保育所等の支援や地域における子育て支援体制を強化するとともに、配慮を要する子どもの受入れなど、セーフティネットの役割を推進していく。

2 保育・子育て総合支援センターとは

- ・子育て支援に関する事業等を行っている「保育総合支援担当」、就労家庭等の子どもを預かる「保育所」、地域の子育て家庭が集う「地域子育て支援センター」を集約した施設
- ・分散していた業務や、それぞれが持つ強みや特性を集約し、保育所機能に併せ、地域に密着した子育て支援の実践の場として、様々な資源や取組を連携・活用

→ハード・ソフト両面からの整備により、公立保育所で担ってきた「地域の子ども・子育て支援」「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成」の3つの機能の強化・具現化と保育所機能の強化を図る。



3 中原区保育・子育て総合支援センターの概要

名称	中原区保育・子育て総合支援センター	位置	中原区小杉陣屋町2-3-1
構造・規模	木造 地上2階建、延床面積 1,356.58㎡	総事業費	968,089千円
施設内容	1・2階 保育室、医務スペース、面談室等 2階 地域子育て支援スペース、研修室、総合事務室等		
施設機能	保育所定員130人、0歳児(産休明け)保育、一時預かり保育、医療的ケア保育、延長保育、地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター)、民間保育所等支援、公・民保育所人材育成		

III 中原区保育・子育て総合支援センターの取組(令和3年3月～)

1 地域の子ども・子育て支援の機能

【取組の方向性】

- 地域子育て支援センターの設置により、地域の子育て家庭の支援を拡充
保育所においては、一時預かり保育、園庭開放、体験保育等の多様な支援メニューを提供し、子育て家庭の状況変化に応じた支援の実施を強化
- 保育所や地域子育て支援センターを活用し、保育士・栄養士・看護師による講座や相談支援を充実
- 地域で子育てにおける「互助」を担う人材の育成

(1) 地域子育て支援センターなかはらにおける取組

＜地域子育て支援センター利用者数＞ ※令和3年4月～4年6月 (単位:人)

区分/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
子ども	214	327	521	478	480	571	663	597	589	503	342	634	374	382	638
大人	227	326	521	479	472	523	597	605	498	501	337	627	384	375	660
合計	441	653	1042	957	852	1094	1260	1202	1087	1004	679	1261	758	757	1298

※地域子育て支援センターなかはらは4月から事業開始 ※新型コロナウイルス流行の影響による利用者数の減少あり

- ・利用者の95%は幼稚園・保育園等の入園前の0、1歳児であり、特に中原区の環境事情(転居の方が多く、周囲に子育てを相談できる人がいない、つながりの希薄化等)による育児への不安や孤立感を抱えた方の支援が必要
- ・地域の方が気軽に相談できる場所として、地域子育て支援センターと併設するセンター職員(各専門職)が専門性を活かして丁寧な対応実施
- ・利用者からの相談をセンター職員が受けることで、併設されている保育園の一時預かり保育への紹介や、中原区役所地域みまもり支援センターとの連携による支援を強化
- ・潜在的な育児不安や虐待につながる事例等の解消に効果を発揮

＜土曜開所利用者数＞ ※令和3年5月～4年6月 (単位:人)

区分/月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
子ども	19	27	32	20	31	32	7	31	17	14	14	14	25	24
大人	28	33	39	26	37	37	7	33	26	20	20	20	35	34
合計	47	60	71	46	68	69	14	64	43	34	34	34	60	58

- ・父親が参加しやすい環境を整え、利用者の多様なニーズに対応

(2) 子育てに関する相談事業

＜専門職による相談数＞ ※令和3年3月～4年6月 (単位:件)

職種/月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
栄養士	0	9	6	5	7	3	8	22	2	10	9	8	6	17	20	24
保育士	4	23	27	3	21	20	9	17	10	25	11	25	23	38	20	29
看護師	0	4	15	16	4	3	6	9	1	5	3	6	9	1	8	6

- ・子どもの健やかな成長につながる専門性に基づく講座の企画、子どもの発育や発達に向けた情報発信
- ・コロナ禍の影響で来所を控えている家庭に対しては、新たにオンラインによる個別相談開始
- ・子育て支援の講座に民間保育所の専門職も参加し、事業を通じた人材育成実施 → **支援の拡充へ**

(3) 子育て支援に係る「互助」を担う人材の育成

- ・子育てにおける「互助」の人材育成及び養成、活用を目的とした子育てボランティア講座の開催や学生によるボランティア体験を受入れ実施
- ・実践フィールドの中で乳幼児期の子どもの育ちを実際に見ることが子どもの発育や発達への理解につながるのと同時に、育児の大切さや地域全体で支える仕組みを伝え、次世代の人材を育成

保育・子育て総合支援センターの職員が電話やメールによる子育て相談において、家にこもりがちなケースには外に出るきっかけの1つとして地域子育て支援センターの利用を促している。専任スタッフが常駐していることでいつでも子育て相談に応じられ、支援を要するケースについてはセンター職員と情報共有し、必要に応じて一時預かり保育の案内や、関係機関と連絡を取り合いながら連携した支援を積極的に行っている。保育・子育て総合支援センターは地域の子育て支援のネットワークの要として、関係機関との連携を推進する役割を担う。

2 民間保育所等への支援の機能

【取組の方向性】

- 実践フィールドとしての保育所と人材を活用した公開保育の実施
- 各施設の課題やニーズをとらえた派遣研修等の実施、園庭のない園等に対する施設活用や保育交流の実施
- 各種連携及び幼保小連携の取組による連携の強化・保育の質の向上

(1) 実践フィールドを活用した事業・公開保育による支援

- ・オンラインを活用した公開保育オンラインバージョンを中原区内公立保育所3園にて計10回実施し、152名の参加
- ・テーマは「防災教育」「健康教育」「乳児・幼児保育」「体づくり・リズム遊び」「危機管理」「異年齢保育」等
- ・今までに作成した保育に役立つ資料を「資料ライブラリー」としてまとめ、民間施設が必要な時に活用できるよう発信

(2) 派遣研修・新規開設園等への訪問支援

- ・保育のポイント集を活用したワークショップ形式を導入
- ・公立保育所職員とともに訪問し、実施することでファシリテーションスキルの向上
- ・新規開設園については定期的に連絡をとり、運営や保育の状況を確認し必要なマニュアルの作成や保育の質に関する内容について助言・支援実施

(3) 連携を強化した事業の実施（実施例）

事業	実績・効果	参加者数参加者
幼保小園長・校長連絡会 実務担当者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン及び、対面によるハイブリット形式での連絡会を開催 ・アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムについて学びを深めるため、各園の事例を出して意見交換実施 ・コロナ禍における連携について可能な実践を出し合い、お便りやオンラインによる交流促進 	保育施設 192名 幼稚園 7名 小学校 31名 計 230名
発達相談支援 担当者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達の現状から対応についての課題を抽出し、理論とともに事例を通じた意見交換実施（実践的な学びの獲得） ・コロナ禍でもオンラインを活用し、連絡会にて民間職員と公立保育所の発達相談支援コーディネーターで顔の見える関係を築き、その後も園同士の意見交換会につながる継続した支援実施 	認可施設 98名 認可外施設 8名 計 106名
0、1、2歳担 当者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市保育所等職員研修「乳児保育」の受講内容から子どもも理解や主体性について意見交換し課題を抽出したことで、公立保育所が中心となりニーズに合った資料を作成し、民間保育所へ提供 ・保育の質の向上に向けて必須の課題として公立保育所3園で乳児保育の公開保育を実施（継続した情報発信や支援） 	0歳児担当者 18名 1歳児担当者 36名 2歳児担当者 31名 計 85名

全ての子どもに良質な教育・保育の提供が行われるよう、各エリアの公立保育所が拠点となり実践フィールドを活用した学びを発信することで、気軽に相談できる環境を整えている。今後も各保育施設や関係機関、地域とのネットワークをつなぎ連携を強化していくとともに、公立保育所は各エリアの中核となって、民間保育所等全体の保育の質の向上に向け、実践フィールドを最大限に活用した取組を発信し、人材育成に関わる機能を強化していく。

3 保育所機能の強化

【取組の方向性】

- 一時預かり保育、産休明け保育の実施、障害児保育、医療的ケアが必要な児童への対応の充実
- 調理業務と栄養管理の一体化と給食運営の直営化による役割強化
- 保育・子育て総合支援センターとランチ園（センターの役割を補完するサテライト機能を担う施設）の連携

(1) 一時預かり事業（新規） ※令和3年4月開始

(利用者数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計/人	登録者数 (R4.6月まで)	
非定型	1歳未満	2	3	3	2	2	1	1	0	2	1	1	1	0	0	19	12	
	3歳未満児	4	4	5	5	5	4	8	9	9	6	6	10	0	0	75	13	
	3歳以上児	0	0	0	4	5	2	2	3	2	2	1	2	0	0	23	10	
緊急一時	1歳未満	7	7	4	4	3	0	11	9	19	10	3	3	1	5	1	87	94
	3歳未満児	29	32	37	34	22	13	28	33	20	27	23	29	6	9	1	343	104
	3歳以上児	2	0	0	2	2	4	3	2	2	1	0	1	0	1	21	12	

(利用延べ人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計/人	
非定型	1歳未満	13	17	20	14	16	9	4	0	0	3	5	7	4	18	21	151
	3歳未満児	22	22	31	25	28	12	71	55	59	44	29	56	67	52	58	631
	3歳以上児	0	0	0	17	24	8	3	3	9	9	1	13	6	0	1	94
緊急一時	1歳未満	15	16	8	10	6	0	23	18	19	20	5	8	4	5	5	162
	3歳未満児	83	75	100	72	52	26	61	70	64	67	35	58	72	81	93	1009
	3歳以上児	3	0	0	3	8	8	4	3	2	1	0	2	3	5	2	44

※新型コロナウイルス流行の影響による利用者数の減少あり

- ・緊急・一時保育の利用者が圧倒的に多いため、令和4年度から緊急・一時保育の受入れ枠を増やし、個別支援が必要なケース等の柔軟な受入れを実現
- ・心理的・身体的負担軽減を目的とした利用者から、保健師との連携による支援まで幅広い対象者を受け入れることで、育児負担軽減や児童虐待を防止

(2) 産休明け保育（新規）

- ・保護者の事情で早期復帰のタイミングを調整可能にすることで、幅広い利用者を受入れ可能に
- ・令和3年度2名、令和4年度2名が入所
- ・中原保育園近隣の地域においては、産休明け保育の需要が高い

(3) 医療的ケア保育（持病のある子ども）・障害児保育

- ・医療的ケアを行う専用スペースを設置するとともに、看護師の独立配置実施
- ・医療的ケア保育について、研修の開催や情報共有を強化し、場の充実だけでなく医療的ケアに関わる職員の人材育成強化（令和4年度1名の医療的ケア児が入所）

(4) 直営給食の実施（新規）

- 令和2年度に開催された「公立保育所における給食業務のあり方に係る検討会議」において、保育・子育て総合支援センターでの給食運営は直営による実施が最も効率的かつ効果的という結果に至ったため、保育・子育て総合支援センターの開設とともに、併設されている中原保育園は委託による給食運営から直営に変更となった。

- ・保育の質の向上につながる保育園給食のモデルの確立
- ・給食運営等の民間保育所の支援・指導の役割強化
- ・食を通じた地域の子ども・子育て支援のさらなる拡充
- ・高度な専門性が必要な一時預かり保育等の食に関する特別な配慮や支援実施

(5) ブランチ園との連携

- ・保育・子育て総合支援センターを核として、民間連携・人材育成担当、事業推進担当が区内民間保育所や地域子育て支援の状況を把握して得た情報をランチ園と共有
- ・ランチ園を活用した「地域の子ども・子育て支援」や「民間保育所等への支援」を拡充

4 区役所（支所）との連携

【取組の方向性】

- 個別課題対応等における専門職による相談支援・区役所との連携

- ・育児や保育所入所に不安を抱えている保護者、要対協ケースや緊急レスパイトケース等を地域みまもり支援センター職員（地域支援課、児童家庭課等）と情報を共有し、一時預かり保育の利用や保育所への入園を促す等の連携を推進
- ・区役所にも1席を確保し、常日頃から地域みまもり支援センターと連携
- ・保育所の利用申請期間には係長が常駐し、保育所等の利用に伴う障害児・病児・医療的ケア児の相談に同席実施



令和3年3月開設
中原区保育・子育て総合支援センター

5 利用者からのアンケート

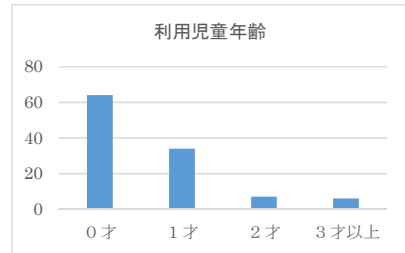
(単位：人)

<アンケート対象者>

地域子育て支援センターなかはら利用者
有効回答数 104
実施期間 令和4年2/19～3/7

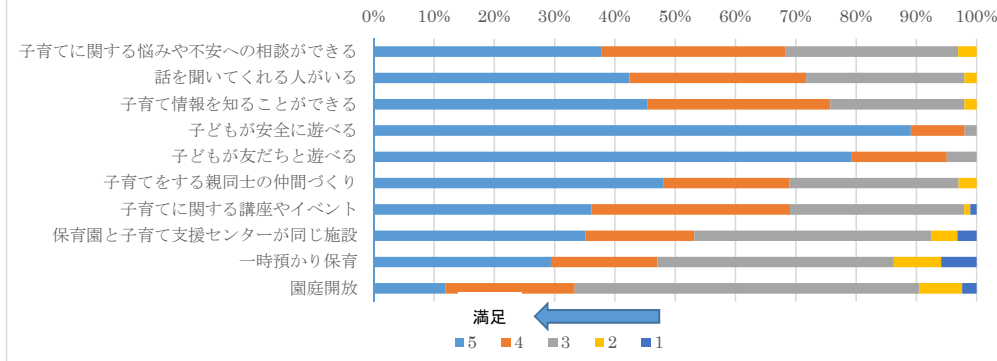
【利用者年齢】

アンケートによる施設利用児童の年齢の内訳は、児童人数 111 人中 (※子ども 2 名を連れて利用した 7 組が含まれるため、有効回答数との差異あり) 0 歳が 64 人、1 歳 34 人、2 歳 7 人、3 歳以上 6 人であった。



【中原区保育・子育て総合支援センターの利用満足度】

(単位：%)



【子育て相談について】

- ・「子育て相談ができることを知っているか」との設問に「知っている」と答えた人は 77 名、その中で実際に「相談したことがある」と答えた人は 35 名であり、地域子育て支援センターの利用者は子育てでの相談場所として活用している様子
- ・感想として「参考になった」「気持ちが軽くなった」「専門職の話を開けた」「安心できた」「親身に聞いてもらった」があり、利用者の高い満足度確認
- ・少数ではあるが、子育て相談をしようと思わない人の理由では、「呼ぶほどのことではないと思う」「特に相談することがない」「声をかけづらい」「他の相談先がある」等あったため、利用しやすい環境等の再調整検討

【利用者からの意見】

(今後期待する内容)

- ・「利用時間枠が増えるとうれしい」「利用時間をフレキシブルにしてほしい」という意見が 12 件 (時間や定員を拡大改善済み)
 - ・子どもと一緒に楽しむことができるイベントは好評であり、保護者のリフレッシュにもつながっており、「イベントを増やしてほしい」「毎月のイベントが楽しみだ」等イベントに関する要望が 17 件
 - ・「親同士の交流の機会が欲しい」「子育て中の孤独感があった」等子育てでの仲間づくりを求める声が 9 件
 - ・その他の意見「きれいで利用しやすい」「安心して利用でき満足」「コロナが落ち着いたらもっと積極的に利用したい」「優しい見守りや積極的な声掛けが嬉しい」
- (利用者満足度の項目)
- ・「子どもが安全に遊べる」が最も高くなっており、「清潔で安心」「部屋がきれいで安心」との声あり

子どもが友だちと遊べる満足度も高くなっていることから、職員の見守りと整った環境の中で、**利用する親子が安心して子どもと過ごすことができる場所である**と言える。

次に高い満足度となっているのが**子育てに関する悩みや不安への相談ができる、話を聞いてくれる人がいる、子育て情報を知ることができる、子育てをする親同士の仲間づくりができる**ことである。コロナ禍や転入者が多い中原区の環境下においては、子育ての孤立感が高まり、子育てを支える人や情報を得る場として求められていることが明らかになった。子育てをする親同士の仲間づくりの一定の満足度はあるものの、さらなる親同士の交流や仲間づくりの機会を求める声もある。子育てに関する講座やイベントについても同様の傾向があるため、感染症対策との兼ね合いをみながら、今後も様々な働きかけを行っていく。

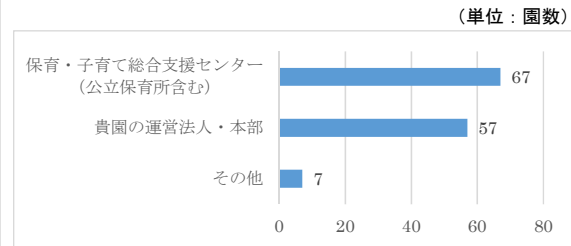
6 民間保育所等からのアンケート

<中原区アンケート実施園> 131 施設

(認可、地域型保体事業、川崎認定、認定こども園、その他企業主導型等)

実施期間 令和3年6/9～6/22、6/28～7/1

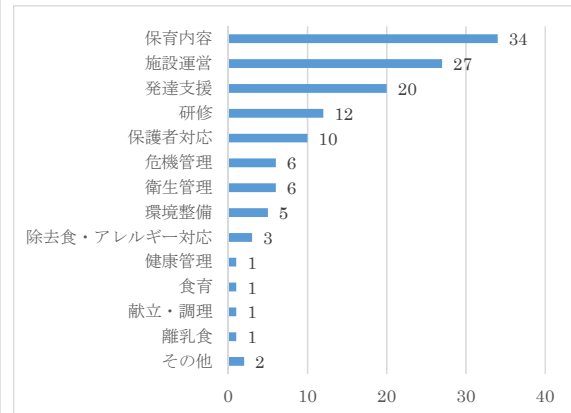
【問】保育園の運営や保育内容等についてわからないこと、困った時に主にどちらに相談をしますか。(複数回答可)



アンケートの結果、保育・子育て総合支援センター (公立保育所含む) に相談するという回答が多く見られた。

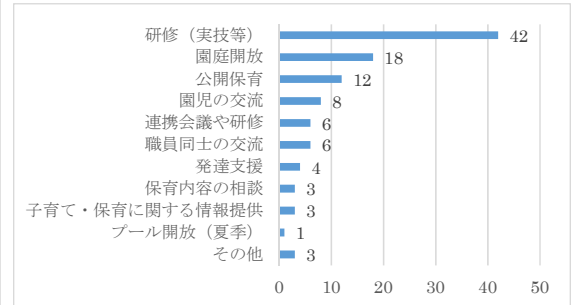
保育内容や運営について、気軽に相談できる場所として、保育・子育て総合支援センターだけでなく、公立保育所もエリアを意識した効果的な働きかけを強化していく必要がある。

【問】どのようなことを相談したいですか。(複数回答可) (単位：件)



保育内容の件数が 34 件と一番多く、経験や知識・技術が必要となる障害児や配慮が必要な児童の保育に対して、行政のフォローが求められている状況が読み取れる。次いで施設運営、発達支援、研修、保護者対応、危機管理、衛生管理と続いており、保育の質に関する項目を相談したいと考えている施設も多く、質の向上を意識した取組を望んでいることが伺える。

【問】今後、公立保育所 (保育・子育て総合支援センターの保育所含む) を利用したい内容について、教えてください。(複数回答可) (単位：件)



公立保育所を利用したい内容としては、研修 (実技等) 42 件、公開保育 12 件と多く、各保育園が人材育成に注力しようとしている様子が伺える。特に、公開保育への期待は大きく、今後整備が続く、保育・子育て総合支援センターによる実践フィールドを学び場として活用した取組に期待が寄せられている。

また、園庭開放の利用希望が多いことから、さらなる場の活用を検討を行っていく。

【問】園からの移動を考えた時、何分ぐらいの距離ならば参加しやすいか。

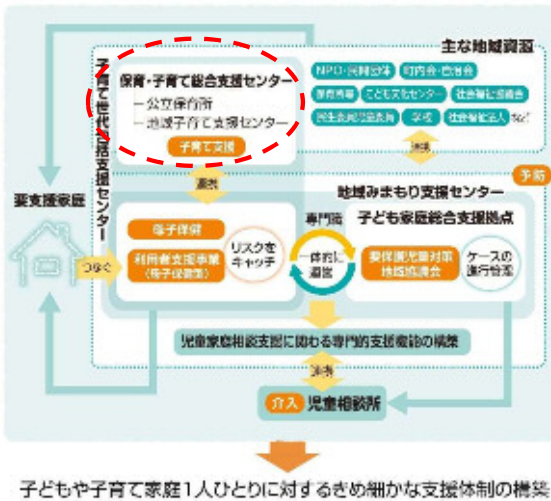
近隣園 (公立保育所) からの支援を期待している保育所が多く、各公立保育所がカバーするエリアの範囲が平均 31 分以内の距離 (2 km 目安) ならば、研修に参加しやすいと回答を得ている。30 分以内の距離を踏まえると、保育内容に関する研修等の支援は、保育・子育て総合支援センター (保育総合支援担当) による開催だけではなく、ランチ園からより地域の拠点を意識した働きかけをすることが望まれていることが分かった。

以上のように、民間保育所等においては研修や公開保育の参加を希望する傾向が見られ、保育・子育て総合支援センター等の実践フィールドを活用した人材育成や保育の質の向上に向けた取組が求められている事が明確となった。

7 子育て世代包括支援における保育・子育て総合支援センターの役割

子・若調査では、保育園・幼稚園等、どこにも所属していない層ほど、心配事や悩みを抱えているという結果が出ており、いわゆる在宅児童（主に0～2歳児）を持つ家庭へのアプローチが課題となっている。これまでも、こども未来局が実施している事業等に加え、民生委員、NPOなど地域で行うサロン・広場などの活動が行われ、それぞれの事業で子育て家庭が抱える課題をキャッチしてきたが、課題の共有や、解決に向けた連携の調整を図ることが難しかった。

保育・子育て総合支援センターが開設したことで、地域の子育て支援の拠点となり、地域みまもり支援センターと連携をより強化し課題を共有していく。さらに困難なケースについては、多職種が連携するとともに、保育・子育て総合支援センターに併設している中原保育園（一時預かり事業）や地域子育て支援センターといった「場」の優位性を活用して個別の支援につなげている。



【取組の方向性】

- 地域みまもり支援センターとの情報共有により、要対協ケース、社会的に孤立している子育て家庭等への専門的な働きかけを行う等、関係機関との連携による支援強化
- 特別な支援を要する子どもや医療的ケア児等、経験やノウハウを蓄積し、民間保育所への支援拡充

(1) 保育・子育て総合支援センターがつなぐ支援

在宅で子育てする親の孤立や地域や家庭における養育力の低下などの様々な問題が顕在化しており、保育・子育て総合支援センターの専門職による相談の受入れをきっかけとした、個別の状況に応じた対応が求められている。保育・子育て総合支援センターの開設により、潜在的な育児不安の解消につながる支援の場が広がり、迅速な対応ができるようになった。

【事例】

(施設内の迅速かつ円滑な連携)

保育園・幼稚園等に在籍していない5歳児の保護者から、就学が不安のため一時預かり保育で集団生活を経験させたいと申込みがあった。保育所の入所が可能なが判明し、施設内の中原保育園の入所につなげ、就学に向けた支援を行う事ができた。

(2) 地域みまもり支援センターとの連携

要保護児童対策地域協議会への参加や関係部署との連携を図り、情報を共有することで、迅速な支援や適切なアプローチができるようになり、相互に有効な働きかけができていく。特に、特別な支援を要する子どもに係る受入れ枠の確保、インクルーシブな基本理念に基づく保育に対し、各施設や地域での支援が求められている。

【事例】

(連携と継続支援)

地域支援課ともつながっている医療的ケア児の保育園入所について、児童家庭課にて行う利用申請時の対応の場に同席し、専門性を活かした説明を実施。また、申請後についても継続的なフォローを行い、入所してからも見守りを続けている。

(3) 連携の強化にむけた人材育成の役割

地域の民間保育所等、民間の地域子育て支援センターボランティア等に向けた講座や研修を開催することで、地域社会全体で子育て家庭を見守り・支える人、施設、法人の支援を行っている。ともに学び合い、支援の輪をつなげていくことで連携や調整が円滑に行えるようになっていく。

保育・子育て総合支援センターが支援の輪の中心となり、子ども・子育て支援をリードしている。

【事例】

(互助を担う人材育成)

8月から学生のボランティア体験の受入れを開始し、公私立の4名の高校生が実施している。地域の子育て支援に関わる傍らで、保育園関係の業務も見学してもらうなど、ボランティアの育成にも保育士ならではの実践フィールドを活用した取組を行っている。

IV

中原区保育・子育て総合支援センター 取組の総括と今後に向けて

保育・子育て総合支援センターは、保育所機能と、「地域の子ども・子育て支援機能」「公民保育所等への支援機能」「公・民保育所人材育成機能」の3つの取組・機能を一体的に行う「保育と子育ての拠点」として、地域子育て支援拠点を利用したボランティアの育成、保育現場を活用した実践的な支援、保育士、栄養士、看護師による個々の専門的な支援の充実などの機能強化を図り、より効率的、効果的な支援を展開している。

また、子どもが地域ですこやかに育つことができるよう、行政機関や子育て支援関係機関と連携し、子育てに関する総合的な支援を行っており、今後についても利用者や関係施設等の意見を踏まえ「公の施設としての役割」として機能強化を図っていくことが求められている。

【中原区保育・子育て総合支援センターの取組と効果】

■地域の子ども・子育て支援

(取組)

- ・公立の地域子育て支援センターを新たに開設したことで、安心して子どもと過ごすことができる場所を拡充
 - ・センター職員（元区役所保育総合支援担当）、保育所及び地域子育て支援センターが一体となり「地域子育て支援の拠点」とした取組を推進
 - ・調整役の中核として地域みまもり支援センターや関係機関との連携を強化
 - ・場を活用したボランティアの育成等により、子育てにおける「互助」の取組を推進
- (効果)

中原区で初となる公立の地域子育て総合支援センターが開設したことで、民間の地域子育て支援センターに対しモデルとなる事業を展開することができるようになった。また、保育所を併設する実践フィールドを活用したボランティアや保育者等の育成については、様々な機能を集約した施設ならではの効果（机上の学びを実践で体験することで深い学びを実現）を発揮している。

■民間保育所等への支援機能、公・民保育所の人材育成機能

(取組)

- ・代表園長会や保育所等施設長連絡会等の各種連携会議で民間保育所等との連携推進
- ・幼保小連絡会議等で幼稚園、保育所等及び小学校の連携強化
- ・保育・子育て総合支援センターや併設の中原保育園に常駐する保育士、栄養士、看護師を出前講座に派遣
- ・実践フィールドを活用し、課題別研修やベビーシッター研修等において、演習やグループワークを導入した実践的な研修を実施

(効果)

7区の中で最も施設数が多いことから、各種連絡会開催に向けた調整を丁寧に行い、民間保育所等の横のつながりを強化したり、幼保小連携のパイプ役として小学校との連携を促すことができた。また、コロナ禍においても、感染状況を配慮したオンライン等による研修や連絡会開催を行うことで、施設の支援や人材育成の取組を途切れることなく実施し、苦情の解決につながる成果や民間保育所等の保育の質の向上につなげることができた。

■保育所における多様な保育ニーズに対応する事業（「保育所機能」の充実・強化）

(取組)

- ・保護者の心理的・身体的負担を軽減すること等を目的とした、一時預かり事業の活用
- ・保護者の孤立化、虐待等の未然防止の取組推進

(効果)

地域子育て支援センターの開設や一時預かり事業の開始等の保育所機能を充実・強化したことで、孤立した家庭や、在宅児童、支援が必要なケースへのアプローチが容易にできるようになった。一時預かり事業は、必要に応じた迅速な子どもの受入れが必要であり、緊急・一時保育の受入れ枠を拡大したことで、個別支援が必要なケースに対し受入れ体制を柔軟に整えることが可能になった。